特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

	称		位	置	面 積(ha)					
名					生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地		申出基準日	 備考	図面
			1—				新たに指定する 区域	HETH	, , , ,	番号
太間町2			太間町地内		0.34	0.30	0.04	令和5年12月6日		1
葛原一丁目1			葛原一丁目地内		0.16		0.16	令和5年12月6日		2
打上宮前町1			打上宮前町地内		0.08	0.05	0.03	令和8年12月13日		3

[「]区域は指定図表示のとおり」